

(案)

物品売買契約書

売主 株式会社金剛（以下「甲」という。）と、買主 ○○○○（以下「乙」という。）は、物品の売買に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条 目的となる物品（以下「本物品」という。）は、別表のとおりとする。

第2条 売買代金は、総額金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

第3条 甲は、本物品を、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに、乙の指定する場所に持参して納入する。なお、納入に要する費用は、甲が負担する。

第4条 乙は、本物品納入後〇〇日以内に本物品の検査をする。

2 本物品の受渡は、前項の検査終了と同時に完了するものとする。

第5条 売買代金の支払は、前条の本物品検査終了後30日以内に、甲の指定する銀行口座に振込む方法にて行う。

第6条 乙が、第5条の代金の支払を遅延したときは、本物品代金に年〇パーセントの遅延損害金を支払う。

第7条 本物品の所有権は、売買代金支払完了と同時に、乙に移転する。

第8条 本物品の引渡前に生じた本物品の滅失又は毀損による損害は、乙の責に帰すべきものを除き、甲の負担とし、本物品の引渡後に生じたこれらの損害は、甲の責に帰すべきものを除き、乙の負担とする。

第9条 乙が、次の事項の一つに該当した場合、乙は当然に期限の利益を喪失し、甲は、乙に対し、売買代金全額を一時に請求できる。

- (1) 監督官庁より営業取消又は停止等の処分を受けたとき
- (2) 乙が手形、小切手の不渡を出して、銀行取引停止処分を受けたとき
- (3) 差押、仮差押、仮処分を受け、又は受けるおそれがあるとき
- (4) 前号に掲げるほか、財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当な兆候があるとき

第10条 甲は、乙が引渡期日に本物品を受取らず、あるいは受取ることができない場

合には、何時にても、本物品を乙の計算において任意に処分し、その代価をもって乙に対する損害賠償請求権を含む一切の債権に充当し、不足額があるときは、さらに乙に請求することができる。

第11条 本物品の受渡後、隠れた瑕疵が発見された場合、乙は甲に対し、代品納入若しくは代金減額又は代金返却を請求することができる。なお、当該瑕疵が本契約の目的を達することができない程度のものである場合には、乙は契約を解除できる。

第12条 乙が第9条各号の一つに該当したときは、甲は、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。なお、この場合も、甲の損害賠償の請求を妨げない。

2 甲又は乙が本契約に違反したときも、相手方は催告を要せず、直ちに本契約を解除し、その損害を賠償することができる。

第13条 甲及び乙は、誠実に本契約各条項を履行するものとし、本契約に定めのない事項の生じたとき、及び本契約各事項の解釈について疑義を生じたときは、甲乙相互に誠意をもって協議解決するものとする。

第14条 前条の協議にもかかわらず生じた本契約に関する紛争については、甲の住所を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約成立の証として、本書を2通作成し、甲乙は記名捺印のうえ、それぞれ1通を保管する。

令和〇年〇月〇〇日

(甲) 徳島県徳島市新内町1丁目11番地1
株式会社金剛
代表取締役 村上 利郎

(乙) 住所 ○○○○○○○○○○
氏名 ○○ ○○ 印